vii　加入者情報又は通信記録の保全を既に求めたかどうか（保全の日付及び該当する参照番号を含む。）。

viii　加入者情報又は通信記録を既に他の手段により求めたかどうか。既に求めた場合には、いかなる方法によるものか。

c　要請を行う締約国は、要請を受ける締約国に対し、特別な手続上の指示を実行するよう要請することができる。

4　締約国は、この議定書の署名の際、批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際又は他のいずれかの時に、1の規定に基づく命令を執行するために追加の補助的な情報を要求する旨を宣言することができる。

5　要請を受ける締約国は、要請を電子的な形式で受け入れる。要請を受ける締約国は、当該要請を受け入れる前に、適当な水準の安全性及び認証を求めることができる。

6a　要請を受ける締約国は、3及び4に定める全ての情報の受領の日から遅くとも四十五日以内に命令をサービス・プロバイダに送達するため、妥当な努力を払うものとし、当該サービス・プロバイダに対し、要請された加入者情報又は通信記録を次の期間内に返送するよう命ずる。

i　加入者情報については、二十日以内

ii　通信記録については、四十五日以内

b　要請を受ける締約国は、不当に遅滞することなく、要請を行う締約国に対し、提出を受けた加入者情報又は通信記録を伝達する。

7　要請を受ける締約国は、要請において求められた方法により3cに規定する指示に従うことができない場合には、要請を行う締約国に対し、速やかにその旨を通報するものとし、適当な場合には、当該指示に従うことができる条件を明示する。その後、要請を行う締約国は、それにもかかわらず当該要請が実施されるべきかどうかについて決定する。

8　要請を受ける締約国は、条約第二十五条4又は第二十七条4に定める理由に基づき要請の実施を拒否することができるものとし、要請の実施を認めるために必要と認める条件を課することができる。要請を受ける締約国は、同条5に定める理由に基づき、要請の実施を延期することができる。要請を受ける締約国は、要請を行う締約国に対し、できる限り速やかにその拒否若しくは延期又は当該条件について通報する。要請を受ける締約国は、また、要請を行う締約国に対し、要請の実施を著しく遅延させるおそれがある他の状況についても通報する。条約第二十八条2bの規定は、この条の規定について適用する。

9a　要請を行う締約国は、要請を受ける締約国により8の規定に基づいて課された条件に従うことができない場合には、要請を受ける締約国に対し、速やかにその旨を通報する。この場合において、要請を受ける締約国は、それにもかかわらず情報又は資料を提供すべきかどうかについて決定する。

b　要請を行う締約国は、要請を受ける締約国により8の規定に基づいて課された条件を受け入れる場合には、当該条件に拘束される。当該条件を付して情報又は資料を提供する要請を受ける締約国は、要請を行う締約国に対し、当該条件に関連して当該情報又は資料がどのように使用されたかについて説明するよう要求することができる。

10　各締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、次の指定された当局の連絡先を通報し、これを常に最新のものとする。

a　この条の規定に基づく命令を提出する当局

b　この条の規定に基づく命令を受領する当局

11　締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、この条の規定に基づく他の締約国からの要請が、要請を行う締約国の中央当局又は関係締約国の間の合意により決定されるその他の当局によって提出されることを要求する旨を宣言することができる。

12　欧州評議会事務局長は、締約国により10の規定に基づいて指定された当局の登録簿を作成し、これを常に最新のものとする。各締約国は、登録簿のために提供した事項が常に正確であることを確保する。

13　締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、通信記録についてこの条の規定を適用しない権利を留保することができる。

第九条　緊急事態における蔵置されたコンピュータ・データの迅速な開示

1a　各締約国は、自国の条約第三十五条に規定する二十四／七ネットワークのための連絡部局（以下「連絡部局」という。）が、緊急事態において相互援助の要請なしに、他の締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理している特定の蔵置されたコンピュータ・データの迅速な開示を得るための即時の援助を求める要請を当該他の締約国の連絡部局に伝達し、及び同様の要請を他の締約国の連絡部局から受領することができるようにするため、必要な立法その他の措置をとる。

b　締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、aの規定に基づく要請であって加入者情報の開示のみを求めるものを実施しない旨を宣言することができる。

2　各締約国は、1の規定に従い、次のことを行うことを可能にするため、必要な立法その他の措置をとる。

a　自国の当局が、1の規定に基づく要請を受けて、自国の領域内に所在するサービス・プロバイダに対してコンピュータ・データを求めること。

b　自国の領域内に所在するサービス・プロバイダが、aの規定に基づく求めに応じて、自国の当局に対し、求められたコンピュータ・データを開示すること。

c　自国の当局が、要請を行う締約国に対し、要請されたコンピュータ・データを提供すること。

3　1の規定に基づく要請には、次の事項を明記する。

a　コンピュータ・データを求めている権限のある当局及び要請を発した日付

b　要請がこの議定書に従って発せられている旨の記述

c　求められているコンピュータ・データを保有し、又は管理しているサービス・プロバイダの名称及び住所

d　捜査又は刑事訴訟の対象となっている犯罪並びに当該犯罪に関する法令の規定及び当該犯罪について適用される刑罰の表示

e　緊急事態が存在すること及び求められているコンピュータ・データがそれにどのように関係するかを示す十分な事実

f　求められているコンピュータ・データについての詳細な説明

g　特別な手続上の指示

h　要請しているコンピュータ・データの開示を得る上で役立つその他の情報

4　要請を受ける締約国は、要請を電子的な形式で受け入れる。要請を受ける締約国は、口頭での要請も受け入れることができるものとし、電子的な形式で確認を求めることができる。要請を受ける締約国は、これらの要請を受け入れる前に、適当な水準の安全性及び認証を求めることができる。

5　締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、自国が1の規定に基づく要請を実施した場合には、その後、要請を行う締約国に対し、当該要請及びその裏付けとして伝達された補足的な情報を、自国が定める形式及び経路（相互援助を含む。）により自国に提出するよう要求する旨を宣言することができる。

6　要請を受ける締約国は、要請を行う締約国に対し、1の規定に基づく要請に関する決定を特に迅速に通報するものとし、適当な場合には、コンピュータ・データを提供するための条件及び利用可能な他の協力の形態を明示する。

7a　要請を行う締約国は、要請を受ける締約国により6の規定に基づいて課された条件に従うことができない場合には、要請を受ける締約国に対し、速やかにその旨を通報する。要請を行う締約国は、当該条件を受け入れる場合には、当該条件に拘束される。

b　6に規定する条件を付して情報又は資料を提供する要請を受ける締約国は、要請を行う締約国に対し、当該条件に関連して当該情報又は資料がどのように使用されたかについて説明するよう要求することができる。